

個人情報を記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者さんの個人情報が記載された書類（入院申込書）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

氏名、生年月日、性別、患者番号、電話番号及び診療情報等

2 事案の経過

○令和5年9月20日（水）

・入院受付担当者X（委託事業者職員。以下「X」という。）は、入院が決定した患者Aの書類等をプリントアウトした。

・その直後に患者Bの入院が決定したため、Xは患者Bの書類をプリントアウトした。

・Xは、患者Aに書類等を交付する準備のため、プリンターから書類等を取り出した際、後ろに患者Bの書類が混ざっていることに気付かず、一緒にホッチキスで綴じた。

○令和5年9月22日（金）

・患者Aが入院申し込みのため来院し、入院受付担当者Y（委託事業者職員）は、書類等を患者Aに交付した。

・書類等の交付後、帰宅した患者Aからセンターあてに電話があり、入院受付担当者Z（委託事業者職員）が、患者Bの書類と一緒に綴じられていたとの連絡を受ける。

・医事グループ担当者Cが、患者A宅を訪問し謝罪した上で患者Bの書類を回収した。

・医事グループ担当者Dが、患者Bに架電して事案の経過を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

Xは、患者Aに書類等を交付するため、プリンターから書類等を取り出した際、他の患者の書類が混ざっていないか確認しなかったため。また、他の担当者も交付時に確認しなかったため。

4 再発防止策

○委託事業者の現場責任者及びこれを統括する支社長に厳重注意を行った。委託事業者から部署内社員へは、患者氏名の確認と交付する書類が当該患者のものであるかの確認を徹底するよう指導がなされた。

○本事案発生を受け、個人情報の取り扱いには厳正を期するよう、あらためて院長名で通達した。

【お問い合わせ先】

事務局総務グループ

電話 072-957-2121